

## 滋賀食肉センター金属屑等売却にかかる一般競争入札参加者の資格審査要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項、第167条の5の2および第167条の11第2項の規定に準じ、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定に準じる滋賀食肉センター金属屑等売却に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格等について必要な事項を定めるものとする。

### (資格要件)

第2条 競争入札に参加することができる者は、令和4年8月1日より次に掲げる要件をすべて満たしている者で、公益財団法人滋賀食肉公社の審査（以下、「資格審査」という。）を受け、資格を有したものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 都道府県税および消費税に未納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをし、または同条第2項の規定により更生手続開始の申立てをされた者（同法第41条第1項の規定により更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをし、または同条第2項の規定により再生手続開始の申立てをされた者（同法第174条第1項の規定により、再生計画認可の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 令和3年1月1日以降より、金属屑買受け契約の実績があること。
- (8) 滋賀県内に本店または営業所を有する場合は、滋賀県金属屑回収業条例（昭和31年滋賀県条例第58号）第3条の許可を受けている者であること。

### (資格審査の申請)

第3条 前条の資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、競争入札参加資格審査申請書（別記様式第1号、以下「申請書」という。）に次の(1)から(10)の各号に掲げる書類を添付して提出するものとする。

ただし、官公庁および公共団体等の発注機関が実施する競争入札参加資格審査を受け、有資格者として資格審査結果通知を受けた者においては、当該通知の写しを提出することによって、(4) から (9) の各号にかかる審査および提出書類については免除する。

- (1) 営業所等の長に取引を委任する者にあつては、その委任状（別記様式第2号）
- (2) 誓約書（別記様式第3号）
- (3) 官公庁および公共団体等の発注機関が実施する競争入札参加資格審査を受け、有資格者として資格審査結果通知（有効期間内に限る。）を受けた者にあつてはその写し
- (4) 法人にあつては、発行後6月以内の法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）またはその写し
- (5) 都道府県税に未納がないことを証する納税証明書（県内に本店、営業所等を有する者にあつては知事が交付する納税証明書、県内に本店、営業所等を有しない者にあつては本店所在地の都道府県知事が交付する納税証明書。発行後6月以内のものに限る。）もしくはその写しまたはそれに代わるものとして知事が認める納税証明書（発行後6月以内のものに限る。）もしくはその写し
- (6) 消費税に未納がないことを証する納税証明書（発行後6月以内のものに限る。）またはその写し
- (7) 法人にあつては、役員一覧（別記様式第4号）
- (8) 滋賀県内に本店または営業所を有する場合は、滋賀県金属屑回収業条例（昭和31年滋賀県条例第58号）第3条の許可を受けた者であることを証する書面の写し
- (9) その他必要と認める書類
- (10) 過去2年間の金属屑買受けの契約実績（別記様式第5号）
- (11) 資格審査に関する事項の申請書類提出先  
機 関 名 公益財団法人滋賀食肉公社 総務課  
郵便番号 523-0013  
所 在 地 近江八幡市長光寺町1089番地4 滋賀食肉センター2階  
電話番号 0748-37-3917

（資格審査の提出期間）

第4条 令和5年1月18日（水曜日）から令和5年2月2日（木曜日）まで（土曜日および日曜日を除く）の9時から17時までとする。

ただし、各日とも12時00分から13時00分までを除く。

2 競争入札に付する旨の公告をした後、当該公告に係る競争入札に参加しようとする者から競争入札に係る資格審査の申請があった場合において、開札の日時まで当該資格審査を終了することができないおそれがあると認められるときには、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(資格審査の結果通知等)

第5条 資格審査の結果は通知書により申請者へ通知する。

(競争入札参加資格の有効期間)

第6条 前条の資格審査の結果に基づき競争入札に参加する資格を有すると決定した者(以下「有資格者」という。)について、有効期間は、資格を有すると認めた日から令和5年3月31日(金曜日)までとする。

(資格の抹消)

第7条 有資格者が提出した申請書またはその添付書類に故意に虚偽の記載があったとき、第2条各号の要件を欠くに至ったときおよび有資格者が競争入札参加資格の登録の抹消を申し出たときは、その資格を取り消すものとする。

2 前項の規定に基づき資格を取り消したときは、通知書によりその旨を当該資格が取り消された者に通知するものとする。

(変更届)

第8条 有資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに競争入札参加資格申請内容変更届(別記様式第6号、以下「変更届」という。)を提出するものとする。

- (1) 営業を休止し、または廃止したとき
- (2) 経営規模を著しく変更したとき
- (3) 商号または名称を変更したとき
- (4) 本店または営業所等の所在地を変更したとき
- (5) 有資格者の氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を変更したとき
- (6) 代理人を変更したとき
- (7) 使用印鑑を変更したとき

(変更に係る審査等)

第9条 前条の届出があったときは、速やかに当該届出事項を審査するものとする。

2 前項の審査の結果、必要があると認められるとき、または有資格者が競争入札に参加する資格を有しないと認められるときはその資格を取り消すものとする。

3 前項の規定により資格を取り消したときは、通知書によりその旨を当該資格の取り消された者に通知するものとする。

(資格の承継)

第10条 有資格者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者で次の各号に掲げるものはその承継する営業に係る競争入札参加資格を承継することができる。

- (1) 個人事業主が死亡した場合におけるその相続人

(2) 個人が法人を設立した場合におけるその法人

(3) 法人が合併または分割をした場合における合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により営業を承継した法人

(4) その他前3号に掲げる者に類すると認められる者

2 前項の規定に基づき競争入札参加資格を承継しようとする者は、変更届に前項各号に該当することを証する書類および第3条第1項各号に掲げる書類を添付して提出するものとする。

3 前条第1項および第2項の規定は、前項の変更届が提出された場合について準用する。

4 前項において準用する前条第1項の規定による審査の結果を通知書により申請者に通知するものとする。

(参加の停止)

第11条 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年を超えない範囲内で期間を定めて競争入札に参加させないことができるものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 前項の場合において当該有資格者にその旨を通知するものとする。

(申請書類に使用する言語)

第12条 申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

公益財団法人滋賀食肉公社  
理事長 江島 宏 治 あて

入札参加資格審査申請書

申請者

住所または所在地

商号または名称

代表者職・氏名

印

令和4年度に行われる滋賀食肉センター金属屑等売却に係る競争入札参加資格の審査を受けたいので、関係書類および下記の取引に使用する印影を添えて申請します。

なお、この申請書のすべての記載事項および提出書類、確認書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 件名  
滋賀食肉センター金属屑等売却
- 2 官公庁および公共団体等の発注機関が実施する競争入札において有する資格  
無 ・ 有 ( )

\*有の場合は、( ) 内に公共団体等の名称を記載すること

3 使用する印鑑

当該競争入札への参加ならびに契約の締結および代金の請求受領その他一切の商取引に使用する印鑑

社印または営業所等の印

代表者印または代理人印

# 委任状

令和 年 月 日

公益財団法人滋賀食肉公社  
理事長 江島宏治 あて

住所または所在地

商号または名称

代表者職・氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め次の一切の権限を委任します。

## 記

1 件名 滋賀食肉センター金属屑等売却

2 代理人

住所（営業所等所在地）

商号または名称（営業所等名）

職・氏名

印

3 委任事項

- (1) 入札および見積について
- (2) 契約の締結について
- (3) 物品の納入および引取りについて
- (4) 代金の請求および受領について
- (5) 復代理人の選任について
- (6) その他契約に伴う一切の権限について

4 委任期間

令和4年 月 日から令和5年3月31日まで

公益財団法人滋賀食肉公社  
理事長 江 島 宏 治 あて

住所または所在地

商号または名称

代表者職・氏名

印

## 誓 約 書

私は、滋賀食肉センター金属屑等売却にかかる一般競争入札に参加するにあたり、次の事項を誓約します。

### 記

- 1 滋賀食肉センター金属屑等売却にかかる一般競争入札参加者の資格審査要綱第2条各号の要件を全て満たします。  
なお、公益財団法人滋賀食肉公社が必要と認めた場合には、滋賀県警察本部に対し、別途提出する別記様式第4号の情報等について照会を行うことを承諾します。
- 2 滋賀食肉センター金属屑等売却にかかる一般競争入札参加者の資格審査要綱、滋賀食肉センター金属屑等売却にかかる入札説明書、滋賀食肉センター金属屑等売却契約書（案）、法令の規制等、すべてを承知の上で入札に参加します。

## 別記様式第4号

## 役員一覧

番号	法人名、商号、名称等	所在地	役職名	氏名のフリガナ	氏名 (漢字表記)	生年月日				性別	備考
						元号	年	月	日		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											

※ 本様式には、法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)に記載されている役員全員(現在就いている方)および役員以外の方で支店又は営業所を代表する全ての方について記載してください。収集した個人情報は滋賀食肉センター金属屑等売却一般競争入札についてのみ使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、入札参加資格の確認を行うため、警察当局へ照会します。





別記様式第6号

令和 年 月 日

公益財団法人滋賀食肉公社  
理事長 江島宏治 あて

競争入札参加資格申請内容変更届

申請者  
住所または所在地

商号または名称

代表者職・氏名 印

競争入札参加資格申請の内容について、下記のとおり変更がありましたので関係書類を添えて届けます。なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 件 名 滋賀食肉センター金属屑等売却
- 2 変更年月日 令和 年 月 日
- 3 変更事項  
変更前

変更後

\*当該変更の事実を証する書類を添付してください。